

## 電気通信大学大学院博士後期課程奨学金規程

平成29年 5月31日

改正

平成30年 3月30日

平成30年10月10日

平成30年10月29日

令和 2年 1月15日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学大学院博士後期課程奨学金（以下「奨学金」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 奨学金は、理工系分野他の研究に強い探究心を持ち、電気通信大学（以下「本学」という。）大学院博士後期課程への入学を希望する優秀な者の入学後の修学に必要な支援を行うことを目的とする。

(奨学生数及び支援の内容)

第3条 奨学生は、原則として5名とする。

2 入学後、休学期間を除く3年間を限度に月額30,000円の奨学金を支給する。

(申請資格)

第4条 奨学金を申請できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本学大学院博士後期課程への入学を予定している者
- (2) 学業成績・人物ともに優秀である者
- (3) 博士後期課程入学年度が採用年度となる日本学術振興会特別研究員（DC1）に申請している者。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。
- (4) 定職に就いていない者又は在学中に定職に就く予定がない者

(申請書類)

第5条 奨学金の給付を受けようとする者は、本学の指定する期日までに本学大学院博士後期課程奨学金申請書に、日本学術振興会に提出した特別研究員の申請書類一式の写しを添えて、学長に申請しなければならない。

(奨学生の選考)

第6条 奨学生の選考は、全学教育・学生支援機構学生支援センター会議の提案に基づき、役員会の議を経て学長が行う。

2 奨学生の選考基準は、別に定める。

(奨学生の継続要件)

第7条 奨学生は、2年目以降も奨学生の身分を継続するためには、毎年度日本学術振興会特別研究員（DC2）に応募しなければならない。

2 前項の規定に基づき、奨学生を継続する場合にあっては、第6条の規定を適用し、審査を行うものとする。

(奨学生の身分の取消し)

第8条 次の各号の一に該当する場合は、奨学生としての身分を取り消すものとする。

- (1) 日本学術振興会特別研究員又は国費外国人留学生に採用された場合
- (2) 2年次以上に在籍する場合において、日本学術振興会特別研究員(DC2)に申請しなかった場合
- (3) 在学中に定職に就いた場合
- (4) 月額30,000円以上の他の給付型奨学金を受給することとなった場合
- (5) 退学、除籍となった場合又は学則第69条第1項ただし書の規定により短縮修了した場合
- (6) その他奨学生としてふさわしくないと認められる場合  
(担当事務)

第9条 奨学金に関する事務は、学務部学生課が処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行し、平成30年度の入学生から適用する。ただし、第4条第3号の規定は、平成31年度の入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年11月1日から施行し、平成31年度の入学生から適用する。
- 2 平成30年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月15日から施行し、令和2年度の入学生から適用する。